

法科大学院における ICT（情報通信技術）の活用状況に関する調査  
（概要）

募集停止校を含む全ての法科大学院（68校）に対し書面調査を実施したところ、回答の概要は以下のとおり。（調査期間：7月7日（木）～7月22日（金））

遠隔授業の実施状況について

- 1 遠隔授業の実施の有無について（回答数：68校）
  - ・ 現在、実施している（28年度後期に実施予定の場合を含む） . . . 10校
  - ・ 過去に実施していたが、現在は実施していない . . . 5校
  - ・ 過去、現在とも実施したことはない . . . 53校
  
- 2 遠隔授業の実施方法について（複数選択可）（回答数：15校）
  - ・ テレビ会議システムを用いて、同一大学内の他キャンパスとの間で授業を実施 . . . 4校
  - ・ 他大学との大学間連携の中で、テレビ会議システムを用いて授業を実施 . . . 12校
  - ・ タブレット端末等を用いて、外出先等から学生が授業に参加 . . . 1校
  
- 3 遠隔授業実施の目的や理由について（自由記述）（回答数：15校）

- 主な内容は以下のとおり
  - 遠隔地に所在する法科大学院との大学間連携を効果的に進めるため . . . 11校
  - 有職社会人の利便性向上のため . . . 4校
  - 実務家教員の確保のため . . . 1校
  - 法曹有資格者への継続教育の実施のため . . . 1校
  - 複数キャンパス間における教育の質の均等化 . . . 1校

※詳細は別紙1（1～2頁）参照

#### 4 補助教職員の配置について

##### (1) 補助教職員の配置の有無（回答数：15校）

- ・ 遠隔授業に補助教職員を配置している  
（又は過去に実施していた時には配置していた） . . . 9校
- ・ 過去、現在ともに補助教職員は配置していない . . . 6校

##### (2) 補助教員の配置科目について（回答数：9校）

- ・ 遠隔授業を実施する全ての科目に配置 . . . 7校
- ・ 遠隔授業を実施する科目のうち、一部の科目に配置 . . . 2校
  - － 担当教員の機器操作スキルや授業スタイルに応じて配置
  - － 基本的事項について全科目に対応出来る弁護士を複数名配置するほか、刑事系科目は弁護教官、検察教官、研究者教官が交代で他キャンパスに出講。弁護教官は法曹倫理も対応。

##### (3) 補助教職員の身分について（複数回答可）（回答数：9校）

- ・ 授業担当以外の他の教員 . . . 2校
- ・ 法科大学院を担当する事務職員 . . . 7校
- ・ システムの保有部門や技術職員などシステムを管理する他の部門の事務職員 . . . 1校
- ・ その他 . . . 3校

##### (4) 補助教職員の役割について（任意回答・自由記述）（回答数：8校）

○ 主な内容は以下のとおり

- 配信用機材の使用補助や障害発生時における対応 . . . 7校
- レジユメの配付などの授業補助 . . . 2校

※詳細は別紙1（2頁）参照

##### (5) 補助教職員を配置していない理由（任意回答・自由記述）（回答数：6校）

○ 主な内容は以下のとおり

- 予算の拠出が困難 . . . 2校
- 授業補助のために教職員を配置する余裕がない . . . 2校
- 補助教職員を配置しなくても対応可能 . . . 2校

※詳細は別紙1（2頁）参照

5 遠隔授業に用いるシステム・機材

(1) 遠隔授業に使用するシステムについて(複数選択可)(回答数: 15)

- ・ 特定教室に設置されている会議や授業のための専用システム . . . 13校
- ・ パソコンとパソコンで通信する会議システム(スカイプやそれに類するもの) . . . 4校
- ・ その他(講義の度にテレビ会議システムを設置して接続) . . . 1校

(2) 遠隔授業に使用するシステムの管理状況について(複数選択可)(回答数: 15校)

- ・ 法科大学院として遠隔授業が実施できるシステムを保有しており、自由に利用できる . . . 12校
- ・ 大学の他部門が遠隔授業を実施できるシステムを保有しており、法科大学院が実施する遠隔授業に自由に利用できる . . . 1校
- ・ その他 . . . 2校

(3) 遠隔授業に使用するシステムの操作に詳しい者について

- ・ 法科大学院の教員 . . . 5校
- ・ 法科大学院の事務職員 . . . 13校
- ・ システムの保有部分や技術職員などシステムを管理する他の部門の事務職員 . . . 3校
- ・ その他 . . . 1校

6 遠隔授業の実施にあたり、面接授業に相当する教育効果を創出するための工夫

(任意回答・自由記述)(回答数: 15校)

○ 主な内容は以下のとおり

- 配信先の学生の態度に目を配るなど、授業の進め方の配慮 . . . 9校
- 授業終了後の質疑応答等のフォローの充実(LMSの活用を含む) . . . 5校
- 授業開始前に教材を配付するなど、受講者の理解の促進 . . . 4校

※詳細は別紙1(2~3頁)参照

7 遠隔授業に対する事後評価・教育効果の検証の実施について

(任意回答・自由記述)(回答数: 13校)

○ 主な内容は以下のとおり

- 授業後のアンケート実施などによる学生又は教員からの評価の把握 . . . 6校
- 特に実施していない . . . 3校
- その他 . . . 4校

※詳細は別紙1(3頁)参照

8 遠隔授業に関するFD・SDについて（任意回答・自由記述）（回答数：9校）

○ 主な内容は以下のとおり

- 授業アンケートの実施 . . . 5校
- ICTを活用した授業方法や機器の操作に関する情報共有 . . . 3校
- ICTを活用した授業参観の実施 . . . 2校
- 通常のFDの一環として実施 . . . 2校

※詳細は別紙1（3～4頁）参照

9 遠隔授業の利点について（任意回答・自由記述）（回答数：15校）

○ 主な内容は以下のとおり

- 大学間連携による生まれる教育効果 . . . 9校
- ICTの活用による経費削減や教員の負担軽減 . . . 4校
- 有職社会人の利便性向上 . . . 3校
- その他 . . . 3校

※詳細は別紙1（4～5頁）参照

10 遠隔教育の問題点・課題について（任意回答・自由記述）（回答数：14校）

○ 主な内容は以下のとおり

- システムの導入や維持にかかるコストに関する意見 . . . 4校
- 対象科目や授業手法に関する意見 . . . 3校
- 直接の対面授業を補完するための工夫に関する意見 . . . 3校
- 大学間連携におけるロジスティクスに関する意見 . . . 3校
- 補助教職員等の配置に関する意見 . . . 3校
- 教職員のスキルの向上に関する意見 . . . 2校
- 機材の運用に関する意見 . . . 2校
- その他 . . . 1校

※詳細は別紙1（5～6頁）参照

1 1 遠隔授業の実施を止めた理由（任意回答・自由記述）（回答数：5校）

- 主な内容は以下のとおり
- 受講者の減少 . . . 3校
  - 実施にかかる費用が高額 . . . 2校
  - 大学間連携の解消 . . . 1校
  - その他 . . . 1校

※詳細は別紙1（7頁）参照

1 2 今後の遠隔授業の実施について（回答数：68校）

- ・ 現在遠隔授業を実施しており、今後は現状の取組を更に発展・充実させて実施したい . . . 9校
- ・ 現在遠隔授業を実施しており、今後も現状の取組と同等程度で実施したい . . . 0校
- ・ 現在遠隔授業を実施しているが、今後は現状の取組よりも縮小して実施したい . . . 1校
- ・ 現在遠隔授業を実施していないが、今後、遠隔授業の実施を予定している . . . 3校
- ・ 現在遠隔授業を実施していないが、今後、遠隔授業の実施を検討したい . . . 12校
- ・ 現在遠隔授業を実施しておらず、今後も遠隔授業の実施を予定していない（検討も予定していない） . . . 43校

1 3 今後の遠隔授業の実施につき、他の法科大学院との連携の可能性について

- ・ 現在他の法科大学院と連携しており、今後、現在連携している法科大学院以外とも連携したい . . . 4校
- ・ 現在他の法科大学院と連携しており、今後、現在連携している法科大学院以外からも話があれば、連携を検討したい . . . 2校
- ・ 現在他の法科大学院と連携しているが、今後、現在連携している法科大学院以外とは連携を考えていない . . . 2校
- ・ 現在他の法科大学院とは連携していないが、今後、連携したい . . . 4校
- ・ 現在他の法科大学院とは連携していないが、今後、他の法科大学院から話ができれば、連携を検討したい . . . 18校
- ・ 現在他の法科大学院とは連携しておらず、今後も連携は予定していない（検討も予定していない） . . . 38校

1.4 遠隔授業を本格的に普及・促進させるために何が必要と考えるか（任意回答・自由記述）  
（回答数：54校）

○ 主な【教員からの意見】は以下のとおり

◆ 遠隔教育を実施している法科大学院からの意見（回答数：10校）

- 遠隔教育の実施にかかる費用に関する意見 . . . 4校
- 遠隔授業に用いる機器や通信環境に関する意見 . . . 2校
- 教職員のICT教育に関する知識・スキルに関する意見 . . . 3校
- 遠隔授業の実施にかかる関係者の負担に関する意見 . . . 2校
- その他 . . . 1校
  - － 遠隔授業に対するイメージ（偏見）の払拭

◆ 今後、遠隔教育の実施を予定している（又は検討している）法科大学院からの意見  
（回答数：15校）

- 遠隔授業に用いる機器や通信環境に関する意見 . . . 4校
- 遠隔授業の教育効果に関する意見 . . . 4校
- 授業運営に関する意見 . . . 3校
- 教職員のICT教育に関する知識・スキルに関する意見 . . . 4校
- その他 . . . 3校
  - － 遠隔授業の導入基準に関する意見
  - － 遠隔授業の受講者に対する学修サポートに関する意見
  - － 対象科目や授業方法に関する意見

◆ その他の法科大学院からの意見（回答数：43校）

- 遠隔教育の実施にかかる費用に関する意見 . . . 2校
- 遠隔授業に用いる機器や通信環境に関する意見 . . . 8校
- 遠隔授業の教育効果に関する意見 . . . 2校
- 遠隔授業の導入基準に関する意見 . . . 3校
- 授業運営に関する意見 . . . 6校
- 教職員のICT教育に関する知識・スキルに関する意見 . . . 8校
- 遠隔授業の受講者に対する学修サポートに関する意見 . . . 3校
- その他 . . . 1校
  - － 法曹志願者の増加を必要との意見

※詳細は別紙1（7～10頁）参照

○ 主な【職員からの意見】は以下のとおり

◆ 遠隔教育を実施している法科大学院からの意見（回答数：10校）

- 遠隔教育の実施にかかる費用に関する意見 . . . 2校
- 遠隔授業に用いる機器や通信環境に関する意見 . . . 2校
- 補助教職員の配置に関する意見 . . . 3校
- 教職員のICT教育に関する知識・スキルに関する意見 . . . 2校
- 遠隔授業の実施にかかる関係者の負担軽減に関する意見 . . . 2校
- その他 . . . 2校
  - － 遠隔教育の教育効果に関する意見
  - － 大学間連携に関する意見

◆ 今後、遠隔教育の実施を予定している（又は検討している）法科大学院からの意見（回答数：15校）

- 遠隔授業に用いる機器や通信環境に関する意見 . . . 6校
- 授業運営に関する意見 . . . 3校
- 補助教職員の配置に関する意見 . . . 2校
- 遠隔授業の実施にかかる関係者の負担に関する意見 . . . 2校
- その他 . . . 4校
  - － 遠隔教育の実施にかかる費用に関する意見
  - － 遠隔授業の教育効果に関する意見
  - － 遠隔授業の導入基準に関する意見
  - － 教職員のICT教育に関する知識・スキルに関する意見

◆ その他の法科大学院からの意見（回答数：43校）

- 遠隔教育の実施にかかる費用に関する意見 . . . 7校
- 遠隔授業に用いる機器や通信環境に関する意見 . . . 7校
- 遠隔教育を実施する意義に関する意見 . . . 2校
- 補助教職員の配置に関する意見 . . . 8校
- 教職員のICT教育に関する知識・スキルに関する意見 . . . 3校
- 遠隔教育に対する需要に関する意見 . . . 2校
- その他 . . . 5校
  - － 遠隔教育を実施することに対する全学的な理解
  - － 遠隔教育を受講する学生への経済的支援
  - － 遠隔授業の受講者に対する学修サポート
  - － 大学内での制度等の整備が必要
  - － 費用対効果の観点から導入効果を検討することが必要

※詳細は別紙1（10～12頁）参照

## ICTを活用した学修支援等について

### 1 録画授業等のオンデマンド配信

#### (1) 法科大学院で活用できるオンデマンド配信のためのシステムの保有について

(回答数：68校)

- ・ 法科大学院としてシステムを保有している . . . 15校
- ・ 大学の他部門が保有している . . . 23校
- ・ 活用できるシステムはない . . . 30校

#### (2) 学修支援としてのオンデマンド配信の実施について (回答数：68校)

- ・ 現在、実施している(28年度後期に実施予定の場合を含む) . . . 14校
- ・ 過去実施していたが、現在は実施していない . . . 6校
- ・ 過去、現在ともに実施したことはない . . . 48校

⇒ オンデマンド配信が可能なシステムを法科大学院として保有しているが、現在、オンデマンド配信を実施していないのは、15校中5校(33.3%)

#### (3) オンデマンド配信の目的・理由について (任意回答・自由記述) (回答数：20校)

##### ○ 主な内容は以下のとおり

- 授業の予習・復習のため . . . 10校
- 授業の欠席フォローのため . . . 7校
- 法学未修者・有職社会人・修了者等への学修支援の整備のため . . . 6校
- 遠隔地に所在する法科大学院との大学間連携を効果的に進めるため . . . 1校
- FDへの活用のため . . . 1校

※詳細は別紙1(12～13頁)参照

#### (4) オンデマンド配信を実施する利点について (任意回答・自由記述) (回答数：19校)

##### ○ 主な内容は以下のとおり

- 授業を補完し、理解を深めることができる . . . 11校
- 授業を遅刻・欠席した学生に対し、フォローが可能となる . . . 5校
- 学生各自の環境に合わせた学習が可能となる . . . 5校
- FDへの活用 . . . 2校

※詳細は別紙1(13～14頁)参照

(5) オンデマンド配信の問題点・改善点について（任意回答・自由記述）（回答数：13校）

○ 主な内容は以下のとおり

- 配信のため機器の修理・更新等に要する費用 . . . 4校
- 同時性、双方向多方向性の欠如による緊張感の欠如や理解の誤定着 . . . 3校
- 著作権の保護に対する措置 . . . 2校
- 授業を録画する際に工夫が必要 . . . 2校
- 配信設備等により、録画・視聴ができない . . . 2校
- 情報漏えい対策 . . . 1校
- 学生の利用の促進 . . . 1校

※詳細は別紙1（14～15頁）参照

(6) オンデマンド配信を止めた理由・実施しない理由について（任意回答・自由記述）

① 配信を止めた理由（回答数：4校）

○ 主な内容は以下のとおり

- 予算の拠出が困難 . . . 3校
- 学生の利用が広まらなかった . . . 2校

※詳細は別紙1（15頁）参照

② 配信を実施しない理由（回答数：39校）

○ 主な内容は以下のとおり

- 対面指導の重視等により、必要性を感じていないため . . . 22校
- 設備・システムを保有していないなど、実施できる体制が整っていないため . . . 9校
- 学生からのニーズがないため . . . 8校
- 録音データを貸し出す方式で代替しているため . . . 2校
- 授業への出席意欲の低下などの影響を懸念 . . . 1校

※詳細は別紙1（15～17頁）参照

## 2 ラーニング・マネジメント・システム

(1) 学生の自学自修に活用できる「ラーニング・マネジメント・システム」の導入について

(回答数：68校)

- ・ 現在、導入している . . . 60校
- ・ 過去、現在ともに導入したことはない . . . 8校

(2) 導入している「ラーニング・マネジメント・システム」の提供元や装備している機能について

① 「ラーニング・マネジメント・システム」の提供元（任意回答・自由記述）

（回答数：60校）

（法科大学院単独で使用している：40校）

- 株式会社TKC「法科大学院教育研究支援システム」 . . . 32校
- 法科大学院独自のシステム . . . 6校
- LIC . . . 1校
- NEC「i-collabo」 . . . 1校

（大学のシステムを使用している：27校）

- Moodle . . . 4校
- 株式会社朝日ネット「manaba」 . . . 3校
- FUJITSU 文教ソリューション「CoursePower」 . . . 1校
- ※ 提供元が未記載の大学 . . . 20校

② 「ラーニング・マネジメント・システム」の機能（任意回答・自由記述）（回答数：60校）

○ 主な使用内容は以下のとおり

- 課題・レポートの提示、提出、回収に係る機能 . . . 41校
- レジューメ・教材の配信 . . . 38校
- 学生への各種お知らせ（予習・復習指示、休講連絡含む）の掲載 . . . 34校
- 法令・判例検索 . . . 24校
- 小テストの実施 . . . 22校
- ディスカッションや質疑応答が可能な機能 . . . 21校
- 成績・履修管理 . . . 10校
- アンケートの実施 . . . 9校
- 出席管理 . . . 3校

※主な回答は別紙1（17～18頁）参照

(3) 「ラーニング・マネジメント・システム」を導入する利点について（任意回答・自由記述）

（回答数：57校）

○ 主な内容は以下のとおり

- 連絡・レジュメ掲載・レポート提出など授業運営に係る利便性向上 . . . 32校
- 学生の自学自修の効率向上 . . . 29校
- 事務負担の軽減 . . . 7校
- 授業外における教員－学生間の双方向的な指導が可能 . . . 5校
- 学生の学習到達度の把握 . . . 2校

※詳細は別紙1（18～19頁）参照

(4) 「ラーニング・マネジメント・システム」の問題点・改善点について（任意回答・自由記述）

（回答数：40校）

○ 主な内容は以下のとおり

- システムの機能・運用に関する意見 . . . 14校
- 教職員・学生の利用・活用に関する意見 . . . 12校
- システムの導入や維持にかかるコストに関する意見 . . . 8校
- 教職員・学生のスキルに関する意見 . . . 6校
- 対面指導を補完するための工夫に関する意見 . . . 1校

※詳細は別紙1（19～21頁）参照

(5) 「ラーニング・マネジメント・システム」を導入していない理由について（任意回答・自由記述）

（回答数：2）

- 少人数教育によりきめ細やかな指導が可能であり、必要性があまり高くないため . . . 2校

### 3 その他

(1) 「録画授業等のオンデマンド配信」及び「LMSの導入」以外のICTを活用した学修支援について（任意回答・自由記述）（回答数：11）

○ 主な内容は以下のとおり

- 入試合格者に対する学修支援として行っている入学前指導において、欠席者に講演を録画したものをDVDにして送付したり、法科大学院のウェブサイト合格者用のページを設けて、課題や授業参観等の実施に関する情報を掲載。
- 在学生・修了生を対象とした登録制のWEB掲示板サイトを設置。主に在学生・修了生からの質問に対して弁護士アドバイザー（修了生弁護士）が回答する形で、学習や進路に関する質疑応答のナレッジデータベースを構築。
- 成績基礎情報（入学前の学習履歴、入試成績、入学後の履修成績等）、教員（コンタクトティーチャー）による定期面談所見を記録・共有するためのWEBシステムを設置。個々の学生の学修状況を的確に把握するとともに、学力向上、教育改善等に役立てる。

(2) 遠隔授業の実施、学修支援以外の場面におけるICTを活用した取組について（任意回答・自由記述）（回答数：23校）

○ 主な内容は以下のとおり

- 志願者確保（広報含む） . . . 10校
- 就職支援 . . . 8校
- FD活動 . . . 7校
- 継続・リカレント教育 . . . 3校

※詳細は別紙1（21～23頁）参照

(3) 大学の法学部、法学研究科等におけるICTを積極的に活用した取組（把握している限り）（任意回答・自由記述）（回答数：18校）

○ 主な内容は以下のとおり

- ◆ 遠隔授業の実施 . . . 8校

<学部>

- 法学部では、毎年1名程度の教員が1年間の学外研修を行っているが、研修期間中はSkypeを使用してゼミを実施している。

- 法学部では、修学の拠点となるキャンパスが2つあり、そのキャンパス間で映像や音声を通  
信できる双方向授業システムを利用した授業を開講している。
- 授業を2つの専門学校に年間3～4科目配信している。
- 一部の科目で対面とオンライン型のブレンド型で授業を行っている。

#### <法学研究科等>

- 同じ研究科の別の専攻では、IGTを通じた授業の送受信等を、法科大学院(法曹専攻)に先駆け  
て行ってきた経験を有しており、法曹専攻において取り組みを開始するに当たって参考にし  
た面が大きい。
- 博士課程後期課程高度専門法曹コースでは、東京オフィスで講師が行う講義を神戸に配信す  
る形で授業を実施し、最先端の実務的取組に関する教育を、法曹有資格者を中心とする受講  
生に対して行っており、継続教育の実績を挙げている。
- 自校のキャンパス間で年間3～5科目遠隔で授業を実施している。

◆ LMS等の学修支援 . . . 5校

#### <学部>

- 法学部の『法情報学』の科目では、教材はホームページに掲載され、それを受講生が各自で  
コンピュータ処理することによりペーパーレス授業を実施している。レポート作成の際には、  
オンラインデータベースから法令や文献を収集している。また、レポートの提出は電子メー  
ルにより行っており、教材の受領から、レポートの提出に至るまで情報ネットワークを多用  
した科目となっている。
- 法学部の講義科目の一部において、授業課題をポータルサイトに掲載し、課題提出もそのサ  
イト上でおこなう仕組みを構築している。

#### <法学研究科等>

- 法学研究科での取組については、勤務の都合(社会人学生)や家庭事情により、授業に出席  
出来ない学生に対して、WEB会議システム「Live on」を活用して授業を行い、対応して  
いる。

## 遠隔授業の実施状況について

### 3 遠隔授業実施の目的や理由について

- 遠隔地に所在する法科大学院との大学間連携を効果的に進めるため（11校）
  - ・ 大学間の教育連携において、それぞれの教育資源を有効利用するとともに、各法科大学院が切磋琢磨することによる教育力向上を目的とする。
  - ・ 遠隔講義システムにより各大学の講義科目を相互補完的に開講することで、講師の移動にかかる時間や経費を抑制することができる。
  - ・ 司法試験選択科目を担当する非常勤教員招聘が容易でないため。
  - ・ GP事業の一環として共同大学院化の可能性を探るために遠隔授業を試験的に実施した。（したがって、正規の授業として実施したものではない。）
- 有職社会人の利便性向上のため（4校）
  - ・ 有職社会人大学院であるため、タブレット端末を用いた授業方式の導入により、出張等で欠席する学生にも出席可能性を与えることができる。（授業単位が5週又は10週であり、1回の欠席の期末試験受験資格への影響が大きいという背景もある。）
  - ・ 社会人学生が夜間の授業開始時間に間に合うようにするため、都心にサテライトオフィスを開設し、遠隔授業を開始した。
  - ・ 地方在住者や社会人など誰もが学びやすい環境を整備することを目的として、これまで遠隔授業を実施してきている。
  - ・ 有職社会人が学びやすい環境を提供することを主な狙いとして、月曜日から金曜日に夜間開講する科目を遠隔地にある本学キャンパスに配信する。
- 実務家教員の確保のため（1校）
  - ・ 講師である実務家の勤務先が遠隔地にあり、その近傍に所在するキャンパスで講義を実施することとなったことから、当該講義を本校で受けることができるようにするため。
- 法曹有資格者への継続教育の実施のため（1校）
  - ・ 法曹有資格者の学ぶ機会を保障するという観点から、リカレント教育において遠隔授業を実施してきた。

● 複数キャンパス間における教育の質の均等化（1校）

- ・ 東京及び横浜キャンパスで同質の授業及び教育を展開するため、両キャンパスの夜間授業間で、主として東京キャンパスの授業を遠隔授業によって横浜キャンパスの学生にも履修させていた。

4－（4） 補助教職員の役割について

● 配信用機材の使用補助や障害発生時における対応（7校）

- ・ 遠隔講義システムの起動・停止及び受送信における障害発生時の対応。時折、授業の進行に合わせた機器操作。
- ・ オンデマンド時のデータ編集及びオンデマンド視聴システムへのデータアップ。

● レジュメの配付などの授業補助（2校）

- ・ 学生からの受講予約の受付、レジュメの配付、答案等の回収・本校への送付。
- ・ 関連科目全般に関する質疑応答、学習相談。

4－（5） 補助教職員を配置していない理由

● 予算の拠出が困難（2校）

- ・ 予算がなく措置ができないため、教員にかなりの負担がかかっている。

● 授業補助のために教職員を配置する余裕がない（2校）

- ・ 授業科目を専門分野とする教員が不在。
- ・ 人的余裕がない。

● 補助教職員を配置しなくても対応可能（2校）

- ・ 教員及び事務職員による対応でまかなうことができたため。

6 遠隔授業の実施にあたり、面接授業に相当する教育効果を創出するための工夫

● 配信先の学生の態度に目を配るなど、授業の進め方の配慮（9校）

- ・ 面接授業では板書する内容を、遠隔授業ではパソコンを利用して表示。
- ・ システム操作を行う専門職員を配置し、カメラ操作で教員と受講者の顔を見せる（発言時には、直接向かいあっているかのようにテレビに映す）ようにしていた。

- ・ 配信先の受講生を取り残さないように、配信先の学生に頻繁に発言を促すとともに、カメラの範囲内に板書を収める、できるだけ大きく字を書く等の工夫を行う。

#### ● 授業終了後の質疑応答等のフォローの充実（LMSの活用を含む）（5校）

- ・ タブレット端末を用いて授業に参画する場合は、学生側の通信環境によって双方向のやり取りが左右されるため、事後的な個別面談等によるフォローが必要。授業録画の視聴により、かなりの程度リカバリーが可能。
- ・ 授業終了後に必ずアンケートを実施し、授業内容への質問を含め、得られたフィードバックに対して担当講師から応答を行うよう努める。
- ・ LMSとの連携による活用。

#### ● 授業開始前に教材を配信するなど、受講者の理解の促進（4校）

- ・ 連携先の大学から教材を受け取り、担当事務職員がLMSにアップして、学生が確認・印刷して授業に臨むことができるようにした。
- ・ 画面の関係で板書を利用することが困難なため、それに代わるレジュメを事前に配信し、板書を補った。

### 7 遠隔授業に対する事後評価・教育効果の検証の実施について

#### ● 授業後のアンケート実施などによる学生又は教員からの評価の把握（6校）

- ・ 遠隔授業開講科目の受講者又は担当教員に対するアンケートを実施。（又は28年度開講科目において実施予定。）
- ・ 配信先の学生や担当教員の評価を合同FDの機会などを利用して聴取。
- ・ 教員の満足感、達成感、疲労感に違いあるほか、教員により「学生から手応えが違う」場合があること、学生から配信元の授業スキルの違いが指摘されることなどがある。

### 8 遠隔授業に関するFD・SDについて

#### ● 授業アンケートの実施（5校）

- ・ ICTを活用した授業（タブレット端末による講義）への受講申請をしていない者に対し行ったアンケート（38名/120名（回答率31%））の結果は以下のとおり。
 

|                                |         |
|--------------------------------|---------|
| － ICT授業についてあまり理解していない          | 12名/38名 |
| － ICT授業より現実に出席して授業を受けることを優先したい | 23名/38名 |
| － ICT授業を受けるだけの環境（モバイル）がない      | 6名/38名  |

ー ICT授業を受けたいが、接続できなかったときに欠席となるリスクが高い

16名/38名

- ・ 授業アンケートの結果において、本校教室の受講者とサテライトキャンパスでの受講者との間に、特に相違は現れていない。また、学期末試験の結果も、特別な違いがあるわけではない。
- ・ 28年秋学期からの本格導入後、テレビ会議方式の授業に関する独自のアンケートを教員、受講生を対象に行い、FD委員会、教務委員会で集約検討するとともに、FD教授会でも検討する予定。

#### ● ICTを活用した授業方法や機器の操作に関する情報共有（3校）

- ・ 事務職員に対して機器の操作方法や障害時の対応方法を説明。
- ・ FD研究集会を実施し、ICTを活用した授業の課題等について教員間で情報共有をするとともに、法科大学院教育でICTを活用する意義等について議論。

#### ● ICTを活用した授業参観の実施（2校）

- ・ 28年度前期の教員間の授業参観は、各教員が各自の端末から教室設置の機器に接続する形で行った。
- ・ 定例で行っている授業参観について、28年度秋学期から、テレビ会議方式について送信側と受信側に分かれて参観、意見交換を行う予定。

### 9 遠隔授業の利点について

#### ● 大学間連携により生まれる教育効果（9校）

- ・ 所在地が離れている大学間で講義を相互に配信することにより、お互いの強みを共有することができ、教育水準の向上や多様化を図ることができた。
- ・ 他大学との学生との競争による教育効果を生む点。
- ・ 教育内容の外部評価が可能になった。
- ・ 専門教員の調達が困難な科目についても、大学間連携により学生に提供することができた。
- ・ 地域の特徴を活かした授業科目を地方大学から配信してもらい、学生に提供することができた。

#### ● ICTの活用による経費削減や教員の負担軽減（4校）

- ・ 遠隔地から非常勤講師として招聘する高い費用をかけずに、他大学法科大学院の教員による講義を受講させることができる。

- ・ 大学間連携の取組を進めるにあたり、出張回数・経費を削減できる点。
- ・ 2つのキャンパスで授業を開講するにあたり、教員の過重負担を軽減できる。

#### ● 有職社会人の利便性向上（3校）

- ・ これまで出張等により欠席せざるを得なかった学生に出席可能性を与えたこと（授業単位が5週又は10週であり、1回の欠席が期末試験受験資格に与える影響が大きく、留年可能性が高まるという背景がある。）
- ・ 継続教育について、遠隔授業により首都圏で活躍する実務家等の問題意識や実務上の取扱いに触れる機会を設けることで、場所的制約から生まれる情報格差を克服することができた。
- ・ 都心のサテライトオフィスで授業を受けられることで、通学時間を費やすことなく平日夜間に学修が可能となっている社会人学生がいる。

#### 10 遠隔教育の問題点・課題について

##### ● システムの導入や維持にかかるコストに関する意見（4校）

- ・ 初期費用が多額であるため、機器を増やすことが難しい。また、連携先を模索しても、他大学が躊躇する要因の一つになっている。
- ・ 高機能のシステムを独自開発したが、初期費用及びメンテナンス費用が非常に高額であり、財政的に維持が困難となっている。
- ・ 予算面での圧迫により、遠隔授業による大学間連携の枠組みから離脱せざるを得なくなった。
- ・ 機材の調達にかかる費用のほか、通信料・保守点検料等のランニングコストもかかるし、特別な教務システムの構築費など、様々なコストがかかる。地方在住者や社会人の学修環境の整備という社会的意義を有していることに鑑みると、一定の公的援助が検討されてもよい。

##### ● 対象科目や授業手法に関する意見（3校）

- ・ 即時の質疑応答ができにくいいため、演習形式の授業には馴染みにくい。
- ・ モニター越しでは、配信先の教室の雰囲気や状況を把握することが困難であり、たとえ講義科目であっても、なるべく双方向の授業を行う場合には向かないと思われる。
- ・ 授業の一部を遠隔授業により、残りをスクーリングにより実施するなど、異なる形態の授業を組み合わせることの有効性についても検討する必要がある。

● 直接の対面授業を補完するための工夫に関する意見（3校）

- ・ 教師と学生の間での、あるいは同じ講義を受けた学生間での人的接触の機会が限られざるをないが、教育効果の深化にはこれらの経験が非常に有益であるため、これを補うための一層の工夫が必要である。
- ・ 授業後に直接教員に質問をすることが困難。個別質問に対する学生のニーズに応えられず、この点は遠隔授業の限界であろう。
- ・ 遠隔授業利用者のため、授業時間外に遠隔授業の受講生用にオフィスアワーを設けたり、メールで質問を受け付けたりする制度の整備、シラバスシステムとの学修支援システムの整備、法律文献情報にアクセスできるようにするためのデータベース利用権の付与といった工夫が必要になる。

● 大学間連携におけるロジスティクスに関する意見（3校）

- ・ 授業の開講日程や休講・補講の日程調整に苦慮したことから、遠隔授業の送受信大学双方での日程調整の面でも課題があると考ええる。
- ・ 遠隔授業とスクーリングを併せた授業を展開する場合は、担当講師や学生の移動に困難を生ずる可能性がある。

● 補助教職員等の配置に関する意見（3校）

- ・ サポート職員が不在であることが、普及の妨げになっている。

● 教職員のスキル向上に関する意見（2校）

- ・ 教育の質の確保の観点から、機材の適確な利用能力を教員が身に付けることが検討されるべきであり、遠隔授業のモデルのようなものを例示することも必要。
- ・ ICTを活用した授業にかかわる教職員や受講生が、当該授業の特性を理解して授業に関わるため、FD・SDなどを含めた特別な研修の実施や、遠隔授業のマニュアルを作成するなどの取組が考えられる。

● 機材の運用に関する意見（2校）

- ・ 機材トラブルに備えて常時専門知識のある者を待機させる必要があり、また、代替機材または別の受信教室の確保が必要になる。
- ・ 他大学と接続した場合、他大学の環境が十分でない場合は授業に支障をきたすため、どの程度の環境を整えればよいか最低限整備すべき統一的な基準が欲しい。

## 1 1 遠隔授業の実施を止めた理由

### ● 受講者の減少（3校）

- ・ 送信先法科大学院に受講生がいなくなった年度があったため。
- ・ 学生募集停止により学生数が減少していく中、27年度在学学生に対して今後の遠隔授業の履修予定を聞いたところ、履修希望なしとの結果が出たため。

### ● 実施にかかる費用が高額（2校）

- ・ システム導入から10年以上が経過しており、システム維持のために高額な費用を要する試算となっていたため。
- ・ 導入当時は、専用回線が必要であり、経済的コストがかかりすぎた。

### ● 大学間連携の解消（1校）

- ・ 共同大学院化の試みをしないことになったため。

## 1 4 遠隔授業を本格的に普及・促進させるために何が必要と考えるか

### 【教員からの意見】

#### ◆ 遠隔教育を実施している法科大学院からの意見（10校）

##### ● 遠隔教育の実施にかかる費用に関する意見（4校）

- ・ 法科大学院は規模縮小等により財政的に苦しくなっており、手厚い資金の援助がなければ普及・促進は困難であると思われる。

##### ● 遠隔教育に用いる機器や通信環境に関する意見（2校）

- ・ 多数の法科大学院間で連携して遠隔授業を行うとなると、汎用性のある機器やインターネットサービスを用いることを要求される。

##### ● 教職員のICT教育に関する知識・スキルに関する意見（3校）

- ・ 実体験に基づく授業テクニックの修得が必要。
- ・ マイクの音量、黒板の使い方等細かい点への気配りも必要。

##### ● 遠隔授業の実施にかかる関係者の負担に関する意見（2校）

- ・ 法科大学院間で連携して遠隔授業を進めるためには、教職員間の連携が不可欠であり、業務負担が増加する。遠隔教育の効果を得るために本務校における教育体制が疲弊することは本末転

倒。教育・研究組織における負担の軽減・適正化が不可欠。

- ・ 法科大学院教員は、志願者減少への対応や司法試験合格率向上のために忙殺されており、遠隔授業の開発に力を注ぐ余裕はない。

◆ 今後、遠隔教育の実施を予定している（又は検討している）法科大学院からの意見（15校）

● 遠隔授業に用いる機器や通信環境に関する意見（4校）

- ・ 平常は地方に在住しながら遠隔授業によって通常の授業を受講し、期末試験時に来校する方法を将来的に検討したいが、具体的な検討のためには教室における機材の整備が不可欠であり、トラブルの際のサポートも欠かせない。
- ・ 配信元及び配信先の学生双方が、よりリアルに互いを認識できるように、大型スクリーンを利用した臨場感のある最新の遠隔授業配信システムを整備する必要がある。

● 遠隔授業の教育効果に関する意見（4校）

- ・ 遠隔授業の有効性の実証的調査。（通常の対面式授業との比較実証調査。）
- ・ 遠隔地の履修者が、対面授業での履修者と同じレベルで授業に参加し、理解を深めることが可能か、また、教員の側が、遠隔地の履修者に関しても、その理解度や予習の程度等を適切に把握できるかという点に不安がある。

● 授業運営に関する意見（3校）

- ・ 他大学と連携する場合は時間割の調整、成績評価基準の統一などが必要。また、出欠の本人確認方法や、小テスト・期末試験の際の実施体制についても検討する必要がある。
- ・ 学生のレベルに差が無いようにすることが必要。

● 教職員のICT教育に関する知識・スキルに関する意見（4校）

- ・ 教員は、遠隔地にいる学生が興味を持って聞き入るだけの話術や、綿密な授業スケジュールとこれを遵守できる高度の講義管理能力を習得することが必要。

◆ その他の法科大学院からの意見（43校）

● 遠隔教育の実施にかかる費用に関する意見（2校）

- ・ 遠隔授業の実施は費用面での負担が大きいため、補助が必要。

● 遠隔授業に用いる機器や通信環境に関する意見（8校）

- ・ 双方校・多方向の授業形式では、受講者の反応を的確に理解し、その理解度に即した質疑を行

うことが不可欠であるが、現在一般的に用いられているテレビ会議システムでは限界がある。演習形式の授業も同様である。現状では、遠隔授業を実施することが可能なのは、講義形式の授業にとどまると考えられる。

#### ● 遠隔授業の教育効果に関する意見（2校）

- ・ 対面授業とは異なり、教員と学生間の知的刺激、授業終了後の継続的な交流による教育効果がない点にあるので、この点が改善されることが必要。
- ・ 双方向・多方向での教育が重要視される法科大学院教育で遠隔講義の必要性が高いとは思わないが、対面の教育が基本であり、遠隔講義はあくまで補完とすべきと考えている。

#### ● 遠隔授業の導入基準に関する意見（3校）

- ・ あまり高精度の授業方法を求めず、導入時のハードルを下げた方が普及・促進のためには良いのではないかと。
- ・ 現行の公的支援見直し施策による財政支援では限界があるため、遠隔授業の教育効果や課題等に関する調査研究を踏まえて、ソフト・ハード両面での指針なり基準なりが示された上で公的支援の在り方が検討される必要がある。
- ・ 遠隔授業により修得した単位を具体的にどのように積み上げれば法科大学院修了まで到達するかについて、制度整備が望まれる。

#### ● 授業運営に関する意見（6校）

- ・ 学生が複数の教室で受講する場合に双方向授業を行おうとすると、授業の進行が遅れてしまうと他大学の教員から聞いている。
- ・ 遠隔授業を用いる場合は、当面は対面授業とのブレンドにならざるを得ないとする。
- ・ 他大学との連携にあたっては、教育方針や学生の素質、授業形態など擦り合わせる事項が多く、実現は難しい。

#### ● 教職員のICT教育に関する知識・スキルに関する意見（8校）

- ・ 教員側も遠隔授業には慣れていないので、研修会等を開催して知識・ノウハウの普及を図る必要があるし、IT助手の増員も考える必要がある。
- ・ 遠隔授業でも受けたいと思える魅力ある教員を揃えることが必要。

#### ● 遠隔授業の受講者に対する学修サポートに関する意見（3校）

- ・ 授業前後の個別の学生指導やオフィスアワーなどを実施する体制。

- ・ 遠隔授業の成否は授業時間外の個別活動をいかに上手くやるかである。

#### 【職員からの意見】

##### ◆ 遠隔教育を実施している法科大学院からの意見（10校）

###### ● 遠隔教育の実施にかかる費用に関する意見（2校）

- ・ 遠隔授業を実施できるようにするための教室の整備費、人件費等費用の確保。

###### ● 遠隔教育に用いる機器や通信環境に関する意見（2校）

- ・ システムそのものをパッケージ化し、情報の共有を図る。
- ・ 他大学と連携する場合には、通信機材の互換性が必要。

###### ● 補助教職員の配置に関する意見（3校）

- ・ 機器の使用に熟知した専任職員の配置が必要。
- ・ 通常授業では職員が立ち会うことはないが、遠隔授業では、配信先との調整や、機材トラブルへの対応が必要となるため、他の業務と兼務しながら対応することが難しい。専属職員の確保が必要。

###### ● 教職員のICT教育に関する知識・スキルに関する意見（2校）

- ・ 遠隔教育について熟練した講師が必要。
- ・ 接続方法等に関するノウハウを事前に修得しておくことが必要。

###### ● 遠隔授業の実施にかかる関係者の負担軽減に関する意見（2校）

- ・ 遠隔授業の実施により通常業務に与える負担は相当なものがあるため、専門的に対応できる教員または職員の配置や財政的支援等、教員や事務職員の負担の軽減が不可欠。
- ・ 機器の操作、メンテナンスについて、職員の負担とならないようなシステム構築が必要。

##### ◆ 今後、遠隔教育の実施を予定している（又は検討している）法科大学院からの意見（15校）

###### ● 遠隔授業に用いる機器や通信環境に関する意見（6校）

- ・ 遠隔授業用のシステムが簡便かつ安定しているものであること。
- ・ 直接の対面授業に近い環境において行うことが必要であり、互いの映像・音声等によるやりとりで支障を生じさせないためのシステムの保守・管理が重要。

● 授業運営に関する意見（3校）

- ・ 他大学との連携における学事歴の共通化や、授業実施方法（出席の取扱い、試験の実施、成績評価基準）の整理が必要。
- ・ 機材トラブルが発生した際の授業保証をどのようにするかが課題。

● 補助教職員の配置に関する意見（2校）

- ・ ICTを活用した遠隔授業を支える職員の組織的体制の整備が不可欠。

● 遠隔授業の実施にかかる関係者の負担に関する意見（2校）

- ・ 遠隔授業を行う際には、通常授業の対応や学生対応に加え、通常授業相当の質を確保するためにインターネット等での指導も必要となるため、教員の負担増加が懸念される。
- ・ 期末試験を厳正に運用するためには1つの会場に集めるケースや、他大学へ教員を派遣したり、試験問題の運搬が必要となるケースもあると考えられ、今までにはない負担が発生することになる。

◆ その他の法科大学院からの意見（43校）

● 遠隔教育の実施にかかる費用に関する意見（7校）

- ・ 遠隔授業を行うための設備を整備する費用（設置費用、ランニングコスト等）の確保が必要。
- ・ 少人数教育を行う中での学費収入を考えると、本件に対して学内で理解を得るのは難しい状況であり、国からの補助が必要。

● 遠隔授業に用いる機器や通信環境に関する意見（7校）

- ・ 第一には設備及び体制の整備が必要だが、本学のような比較的規模の小さな環境では授業への緊張感や集中力を低下させる要因にもなりかねないため、遠隔授業の必要性は高くないと考えている。
- ・ 本研究科が用いていたシステムについては、通信状況の関係で、時折映像や音声断絶することがあった。
- ・ 双方向・多方向授業の実施のため、学生と教員がスムーズにコミュニケーションできるように、テレビ会議システムの利便性向上を図ることが必要。

● 遠隔教育を実施する意義に関する意見（2校）

- ・ 遠隔授業を行うメリットを分かりやすく実感できることが最重要。

- ・ 遠隔授業を実施するにあたっての理念や目的を提携先の大学との間で共通認識として持つことが必要であり、その上で、組織的な運営を可能とする体制が必要。

#### ● 補助教職員の配置に関する意見（8校）

- ・ 機器の起動、操作能力、点検とメンテナンスの確保、支障が生じた場合の対応など、専門的能力を備えた人員の確保。
- ・ 授業時間帯に発生した不具合への速やかな対処のため、当該システム等の保守操作が可能な人員が待機していること、授業の形態によっては授業担当教員の指示の下で当該システム等の操作補助を行う人員が必要と推測される。
- ・ 機材トラブルの発生に対処するためには常時教室に職員が張り付く必要があるため、専門の職員を1人確保することが必要。

#### ● 教職員のICT教育に関する知識・スキルに関する意見（3校）

- ・ 遠隔授業のシステムに対応できる人材の育成が必要。

#### ● 遠隔教育に対する需要に関する意見（2校）

- ・ 法科大学院志願者数が下げ止まりとなり、一定数の需要が継続的に得られることが必要。
- ・ 必要資金を回収できる程度の受講利用者が必要。

### ICTを活用した学修支援等について

#### 1—（3）オンデマンド配信の目的や理由について

##### ● 授業の予習・復習のため（10校）

- ・ 学習は繰り返し勉強することが重要であるとともに、学生が、授業中、理解が不十分だと考えた箇所について、再度、授業を確認する機会があれば、より理解が深まるから。
- ・ 学生の予習・復習のコンテンツとして、授業の録画の配信が適していると考え、試験的に1科目のみ実施している。

##### ● 授業の欠席フォローのため（7校）

- ・ もともと職業上の理由等により遅刻欠席せざるを得ない授業がある社会人学生に事後的にリカバリーしてもらうために平成19年度より導入した。

● 法学未修者・有職社会人・修了者等への学修支援の整備（6校）

- ・ 3年課程1年次の学生から憲法、民法、刑法の全体像を早い段階で把握しておきたいという要望があり、2008年3月、これらの3科目を担当する法科大学院専任教員による、各科目の全体構造を見通すことができるようになることを念頭においた講義のビデオを撮影し、これを自習用教材としてネットにアップすることで学生の要望に応えた。
- ・ 法務学修生を始めとする修了者への学修支援に用いる。
- ・ 「商法」でのみ実施しているが、実施の目的・理由は、2年短縮型コースの学生が「商法」を講義科目から学ぶために、学びなおしの機会を授業録画によって確保することが効果的と考えたため。
- ・ 学生の、とりわけ社会人学生の学修に役立てることを考慮してオンデマンド配信を実施した。
- ・ 法学未修者の学修支援の充実を目的として、1年次配当必修科目をオンデマンド配信対象科目としている。

● 遠隔地に所在する法科大学院との大学間連携を効果的に進めるため（1校）

- ・ 他大学との連携において、両校が遠隔地であるため、ICTを活用しないことには、実質的な連携ができないと判断したため。

● FDへの活用（1校）

- ・ 授業参観の代替手段としての教員FDへの活用。

1-（4）オンデマンド配信を実施する利点について

● 授業を補完し、理解を深めることができる（11校）

- ・ 授業を補う自習用教材として、教科書等では理解しにくい点の理解を深めるものとして、講義形式のビデオは非常に有用であったと考えられる。

● 授業を遅刻・欠席した学生に対し、フォローが可能となる（5校）

- ・ 仕事の都合で遅刻や欠席をした学生が、録画を視聴することにより授業についていくことができる。
- ・ 学生、特に社会人学生が仕事上仕方なく欠席した場合であっても、オンデマンド配信を利用することによって、欠席した授業を受講するのと同じ効果を得ることができる。

● 学生各自の環境に合わせた学習が可能となる（5校）

- ・ 修了生を含む自学自習を行う学生が、時間の制約なく学修支援を享受することができること。

- ・ 自分のライフスタイルに合わせて授業を受けることができる。
- ・ 遠距離通学している者にとっては、通学の手間と時間が省け、その分、自学自修をするための時間を新たに確保することができる。
- ・ 録画授業をオンデマンド配信することにより、在生のみならず、学びなおしを希望する修了生にも有益なものになっていること。
- ・ 学生個々のペースに合わせた教育資源の提供が可能となる。

#### ● FDへの活用（2校）

- ・ 教員間の授業参観において時間の制約なく他の教員の授業の様子を視聴することが可能となったこと。
- ・ 授業を録画した動画を各教員が視聴する事でFD活動の一環にもつながっている。

#### 1－（5）オンデマンド配信の問題点・改善点について

##### ● 配信のため機器の修理・更新等に要する費用（4校）

- ・ 導入時は、形成支援のプログラムを利用して機器を購入したので、導入にかかる経費がまかなえたが、導入から10年以上が経過し、機器が古くなってきていることに加え、日常的なメンテナンスにも多額の費用がかかる。このための経費が、他の予算を圧迫している。
- ・ 配信のための機材は経年によりOSの更新対応等が必要となること。
- ・ 科目ごとの活用頻度の格差や学生数の減少による一人当たりのコスト面の増加、多角化するシステムコンポーネントの精査やその取捨選択と総合的な費用対効果の検討等が現状の課題である。

##### ● 同時性、双方向多方向性の欠如による緊張感の欠如や理解の誤定着（3校）

- ・ 同時性、双方向多方向性を確保できないため、対面授業の補助的要素とはなし得ても、対面授業に代わるものとはなし難い面がある。
- ・ 教室で実際の授業に出席するのとでは、臨場感や緊張感が異なる。
- ・ 直接、双方向・多方向の授業に参加しないので、受講に際しての緊張感がなくなる恐れがある。
- ・ 受講者が教員に向けて発言をすることはできないし、また、教員から受講者に対し質問をすることもできないため（つまり双方向のやりとりができないため）、学生の理解が誤ったまま定着してしまう危険がある。

● 著作権の保護に対する措置（2校）

- ・ 特に著作権保護の措置をある程度講じたり、配信先を限定するなどの措置が教員のリソースを越えており、専門知識を有する補助職員が必要である。

● 授業を録画する際に工夫が必要（2校）

- ・ 授業録画を実施する際に、受講生が写り込まないように対処する必要があること。双方向授業を進める上で、個人を特定できるような指示や質問を避ける工夫が必要であること。
- ・ 映像がホワイトボードを中心とした面に固定されている点。教員以外の音声十分に聞き取れない場合がある。

● 配信設備により、録画・視聴ができない（2校）

- ・ 設備の関係上、全ての教室に録画装置が備わっているわけではないので、録画配信を出来ない科目もある。
- ・ 大学全体のシステム上の制約により、学内からでなければ視聴することができない。

● 情報漏えい対策（1校）

- ・ 情報漏えい対策

● 学生の利用の促進（1校）

- ・ 学生の利用を促進する方策に一層の工夫が必要である。

1－（6）オンデマンド配信を止めた理由・実施しない理由について

<配信を止めた理由>

● 予算の拠出が困難（3校）

- ・ 予算上の制約から、機器の更新ができなかった。

● 学生の利用が広まらなかったため（2校）

- ・ 学生が十分に利用する時間をとるのが難しいという事情から必ずしも広まらなかった。

<配信を実施しない理由>

● 対面指導の重視等により、必要性を感じていないため（2校）

- ・ 授業における疑問点については、授業中または授業後の質問等において対応しており、特に教育上の必要性も認められないため。
- ・ 法科大学院においては双方向・多方向的授業により「考えさせる」ことが要請されていたこともあり、そもそもオンデマンド配信の意義や必要性が認識されていない。
- ・ 少人数教育を実践しており、院生は、授業後の質問やオフィスアワーの機会を利用して疑問点を解消することができるため、同一の授業を繰り返し受講する機会を得たいとは強く感じていないと思われるため。
- ・ 小規模法科大学院のため、教員は学生個々の能力や特性を把握し指導することが可能であり、学生からも教員に対してアプローチすることができる手段を多数備えている。そのため、授業のオンデマンド配信を実施していなくても学生が直接教員からフォローアップを受けることができる。
- ・ 双方向・多方向の対面授業を重視してきたため、欠席時等の授業録画のオンデマンド利用に議論が向かわなかった。難解な部分のオンデマンド利用という考え方もあるが、アカデミックアドバイザー（若手弁護士）によるフォローアップ講座による直接的なフォローの実施を行っており、オンデマンドの利用には向かわなかった。
- ・ 少人数教育を実施しており、当該授業にやむを得ない理由により出席できない場合は、授業時間を変更する措置により対応する他、オフィスアワーを充実することにより、授業内容の復習に活用している。
- ・ オンデマンド配信は、確かに、学生が授業を欠席した場合や再度学修したい場合などには、効果的な方法であるが、学生は、十分な予習の下に全精力を費やして授業に臨むべきであり、高い緊張感の中で教員や他の学生と多方向の質疑応答ができてこそ学生の学修効果を最大限にアップさせ得ると考えている。

● 設備・システムを保有していないなど、実施できる体制が整っていないため（9校）

- ・ オンデマンド配信のための物的システムがないだけでなく、物的システムの構築・運用、及び教務システムの設計を推進する人的体制が十分ではないため。
- ・ オンデマンド配信を実施していない理由について、録画機能がシステムとして備え付けられている教室が極めて少なく、運用上、本学法科大学院開講科目の専用教室として使用し続けることができない。
- ・ オンデマンド配信を実施するためには、録画・編集するための機器が必要となるが、現状の法科大学院専用の授業教室の設備では対応できないため、新たに整備する必要があり、高額な費用が必要となる。また、それらの業務を担当するスタッフも必要となるが、現在の体制では対応することができないため。

● 学生からのニーズがないため（8校）

- ・ ほとんどの授業で学生自身が授業を録音しているようであり、その録音記録を借りることで対処がなされているため、学生から、大学側でオンデマンド配信をしてもらいたいという要望もない。

● 録音データを貸し出す方式で代替しているため（2校）

- ・ 録音データを貸し出す方式としている。

● 授業への出席意欲の低下などの影響を懸念（1校）

- ・ 授業の録音・録画を配信し、自由にそれを再生して視聴できるようにすることは、学生の授業への出席の意欲をそぐことになるし、また、出席している場合でも授業への集中力をそぐことになりかねないという問題がある。

2-（2）②「ラーニング・マネジメント・システム」の機能について

- ・ 株式会社TKCの提供している「法科大学院教育研究支援システム」を利用している。当該システムでは、教員・職員が掲示することが可能な電子掲示板の機能や、教員が授業の内容やレジュメを掲載したり、予習・復習課題を掲載したりできる機能が実装されているほか、判例等のデータベースを利用することもできる。
- ・ 法科大学院において、1つのWEBサイトを構成する形で作成し、利用に供している。教員からの授業情報の提供、教材の提供、学生からの返信先アドレスの教示などの機能を全ての科目について提供するほか、とくに要望のある授業科目については、教員からの課題ファイルアップロード（学生がダウンロードするもの）、学生からのレポートファイルのアップロード（教員及び他の受講生がダウンロードするもの）の両機能を提供している。そのほか、大学が用意するLMSとしてmoodleがある。機能は、法科大学院で用意しているものより多くあるが、現状、その全てを利用する状況にはない。ただ、小テスト機能があるため、教員のなかには確認テストをこちらで実施する者もいる。
- ・ 大学全体のポートフォリオシステムとして「manaba」を導入している。機能としては、レポートの提出、テスト・アンケートの回答、資料の閲覧、成績管理機能などがある。
- ・ 法科大学院においては、株式会社TKC提供の「法科大学院教育研究支援システム」を導入している。機能は大きく「教育支援システム」と「ロー・ライブラリー」の2つに分けられる。前者は、教員が掲示する講義内容・課題等を閲覧するとともに、随時、教員とのコミュニケーション（質問・ディスカッションなど）をすることができ、対話を通じて双方向で自習することができる。また、「基礎力確認テスト」等の自学自習ツールも備えている。後者は、判例・法令等、いつでも必要な法律情報を得ることができる。
- ・ 法科大学院創設以降、法科大学院独自のLMSシステムを運用している。大学全体においてもLM

Sが整備・運用されているが、大学全体のLMSのシステム設計と法科大学院にて必要とするシステム設計が一部異なる（履修登録の時期が異なるなど）ため、独自のLMSシステムを運用している。法科大学院独自のLMSでは、履修登録、登録科目のシラバス・科目担当教員からの連絡事項の確認といった授業に関する事柄の確認が可能なほか、教務関係のお知らせ、教員からのお知らせ（授業外の事項）、定期試験時間割や休講・補講に関するお知らせ、進路に関するお知らせ（求人案内やセミナー開催案内等）といった事柄も確認することが可能としている。さらに、法情報検索システムを備え、判例や法令等の情報を入手し、学生の日々の授業予復習や自学自習に資することが可能ともしている。

- ・ 大学全体のシステムを活用している。

<教員の主な機能>（法科大学院にて活用している機能は、主に1)–3))

1) 科目の履修者に連絡事項を掲示する / 2) 授業資料を掲示する / 3) 掲示板で学生とコミュニケーションをとる / 4) 課題レポートを掲出する / 5) 小テストを実施する / 6) 成績管理を行う

<学生の主な機能>（法科大学院にて活用している機能は、主に7)–9))

7) 先生からのお知らせを確認する / 8) 授業資料を閲覧・ダウンロードする / 9) 掲示板で先生に質問したり、あるいは学生同士でコミュニケーションをとる / 10) 課題レポートに解答する / 11) 小テストに解答する / 12) 解答した課題・テストの成績を確認する

## 2- (3) 「ラーニング・マネジメント・システム」を導入する利点について

### ● 連絡・レジュメ掲載・レポート提出など授業運営に係る利便性向上（32校）

- ・ 登録受講学生に漏れなく連絡が行き渡る点は、大いに助かる。予習指示、教材（データ）の配布、講義修了後のレジュメ（講義案）のアップなどを半ばルーティン化しており、掲示板ないし連絡・配布機能がないと、授業自体が成り立たなくなるため、このような機能は必須・不可欠である。
- ・ オンラインによる教材配信、課題主題、レポート提出が可能となるため、教員、学生とも、場所、時間を気にすることなく、これらの作業が可能となる。
- ・ 予習事項、コメント、質問に対する応答、補充資料等を教員から受講生に対して随時示すことによって、十分な予習・復習が行われるよう配慮できる。
- ・ いつでも教員から学生に対して授業についての資料等を配布し、あるいは指示を与えることができる。特に社会人学生にとっては学外に居ながらにして、これらの資料や指示を受け取ることができるので、学修にとっては必須のものとなっている。
- ・ 受講者に対して漏れなく予復習の指示、授業で使用する教材・予復習教材の配信やレポート・課題の掲示を行うことができる、休講・補講等の連絡を遅滞なく受講者に伝達できるなど。

### ● 学生の自学自修の効率向上（29校）

- ・ 学生が、場所や時間を問わず、授業の資料や課題等にアクセスすることができ、デジタルデータで入手することにより、個々の学習スタイルに応じた資料等の活用・保存が可能である。
- ・ 有職社会人学生の場合特に、端末さえあればいつでもどこでも学修ツールにアクセスできる環境にあることは、極めて有益である。
- ・ 授業資料を事前に配布することが可能であり、学生の自学自修の促進に役立っている。
- ・ ほとんどが法学未修者である本研究科の学生の自学自習を、時間と場所を気にせず、促すことができ、教員による対面指導等と相俟って教育・学修支援上の効果が認められたと思われる。

### ● 事務負担の軽減（7校）

- ・ 教材印刷・配布に時間を使わなくてすむ。

### ● 授業外における教員－学生間の双方向的な指導が可能（5校）

- ・ 授業やオフィスアワーが設定された時間帯以外に於いても、ネットワーク上の十分なセキュリティを確保した中で、授業の進行に合わせた情報交換や、課題提出、文書作成指導など教員と学生間の双方向の情報交換が可能となった。
- ・ 出校可能時間の制約が大きい社会人学生にとって、ネット上で、教員と双方向のやりとりが出来ることは大きなメリットである。
- ・ 時間を問わずに双方向のやり取りが可能であること。

### ● 学生の学習到達度の把握（2校）

- ・ （短答式問題を中心とするが）授業範囲の理解度テストをおこなったりレポート課題を出題でき、また、それらについて学生の取組状況・到達度を把握できること、加えて、他の教員のそれらを参考にできること。
- ・ 基礎力確認テスト、短答式過去問題演習トレーニングを利用して、各学生またはクラス単位での基礎知識の定着状況を数量的に把握できる。

## 2－（4）「ラーニング・マネジメント・システム」の問題点・改善点について

### ● システムの機能・運用に関する意見（14校）

- ・ 管理する教員が1人であることから、その教員が多忙であるなどのときのバックアップ体制が十分でない。

- ・ 操作性の向上が課題である。
- ・ 具体的な判例の参考条文が、改正前のままのものを引用したりしていて、法律の改正に合わせた修正が迅速にされていないものもあり、検索しても、ヒットしないものがある。
- ・ Moodle は無料のソフトウェアであり、世界中の大学で広く利用されている LMS である。よって、利用大学間で登録してあるコースを互いに移植しあうことにより、多様なオンライン講義が可能となるが、実際にはそれが実現できていない。将来的に法科大学院間でコンソーシアムを形成し、互いに融通し合う環境が整えば、オンライン・コンテンツが充実し効率的な遠隔授業が可能となると考えている。
- ・ 大学全体のシステムと法科大学院が独自で契約しているシステムの 3 つのシステム内で重複している機能がある一方で、システム毎に特徴が異なるため、科目担当者によって使用する LMS が異なり、学生が複数の LMS を確認しなければならない。
- ・ 法科大学院独自で契約しているシステムは大学全体のシステムと連動していないため、科目情報の登録等について別途作業が発生する。

#### ● 教職員・学生の利用・活用に関する意見（12校）

- ・ LMS は多くの授業で用いられているが、その使用程度については、未だ授業でばらつきがあるため、この点をいかに学生・教員共により利用しやすいように運用していくかが今後の課題である。
- ・ システムの利用方法が分かりづらいなどの理由から利用を控えている場合も見受けられ、利用マニュアルの整備や講習会等の充実等が望まれる。
- ・ 本研究科では、現行システムを開講授業科目の教育手法として正式に確認し、全ての教員が実施する組織的な体制になっておらず、個々の教員の裁量に委ねられている内容が多く、システムの活用につき教員間でバラツキがある。この点が改善されれば、現行システムであれ、その教育・学修上の効果がさらに上がると思われる。
- ・ 全くシステムなどを利用しない教員への利用促進。
- ・ 法科大学院ほとんどの学生が法科大学院棟内の自習室で学習していることから、研究室等で学生と教員が直接やり取りすることができるため、ほとんど利用されていないのが現状である。
- ・ 科目担当教員全員がレジュメ（教材）配付機能を利用していないため、科目ごとに配付方法にばらつきがある。FD 活動で利用講習会等を開催し、改めて教員に周知し、改善を図りたい。
- ・ 兼任講師を含め、教員のシステムの利用方法の足並みを揃えるのが容易ではないこと。

#### ● システムの導入や維持にかかるコストに関する意見（8校）

- ・ 毎年度利用料がかさむこと。

- ・ 予算上の都合から、一部データベースのアクセスを学内からに制限しているものがある。
- ・ データベースの各種オプションを利用しようとすると、高額のコストがかかる。
- ・ 法科大学院の財政がさらに厳しくなるようであれば、現在のシステムを維持できるか不透明である。
- ・ 科目ごとの活用頻度の格差や学生数の減少による一人当たりのコスト面の増加、多角化するシステムコンポーネントの精査やその取捨選択と総合的な費用対効果の検討等が現状の課題である。
- ・ システムの維持・管理や各学期毎に必要な各科目のシステム設定、及び利用者（教員・学生）のサポートを行う必要があり、運用を行っていく上で専門スタッフ（業務委託）を配置している。そのため、継続的に運用を行うためには、一定額の費用が毎年必要となる。

#### ● 教職員・学生のスキルに関する意見（6校）

- ・ 学生及び教員のコンピュータ・リテラシーの程度により活用の度合いが異なること。学生についてはオリエンテーション時にガイダンスがなされ、また、（法）情報リテラシー教育科目においてスキルアップが図れるが、教員については、時間の制約から単発的なガイダンスにとどまり、依然として教員間格差がある。
- ・ 授業担当教員のパソコンスキルにより、システムを最大限に活用していない状況がある。
- ・ 多くの機能を備えている反面、機能を活用するに十分なスキルを限られた教員しか持ち合わせていない点。法科大学院に関係する職員も同様の問題を抱えており、タイムリーなサポートができない点。

#### ● 対面指導を補完するための工夫に関する意見（1校）

- ・ 院生からの質問に関しては、LMSによる質問と回答のみならず、オフィスアワーでの対面による質疑応答も必要不可欠と考えられる。

### 3-（2）遠隔授業の実施、学修支援以外の場面におけるICTを活用した取組

#### ● 志願者確保（広報含む）（10校）

- ・ 現在、遠隔地で実施する入学説明会において、現地と神戸とをICT機材で接続し、同地出身の在籍生に質問対応等をしてもらうことを通じて、遠隔地の志願者との関係で愛着形成を行うことを検討している。
- ・ 遠隔授業システムを利用した他大学法科大学院の入試説明会・個別相談会の実施。
- ・ HPからの入試情報、修了生メッセージを動画配信している。
- ・ 入試広報にFacebookを使用している。

- ・ 入試広報の一環として行っている「授業見学会」について、テレビ会議システムを利用して本学の東京センターから参加することができるようにする等の取組みを実施している。

#### ● 就職支援（8校）

- ・ 就職活動支援として、LMSにより就職ガイダンス等の情報を提供している。また、修了生に対してもメールリストにより、これらの情報を提供している。
- ・ 在学生向けLMSとは別に修了者専用のLMSを設け、法科大学院修了後5年間に限り、修了時に法科大学院から付与されたIDを用いてアクセスすることを可能としている。修了者専用のLMSでは、大学からのお知らせや教員からのお知らせ（講演会の案内等）のほか、進路関係のお知らせとして求人案内やセミナーの開催案内といった就職活動に資する事項を掲載している。修了者の進路先調査も、修了者専用LMSを活用して実施している。
- ・ ウェブサイト上に修了生のみ閲覧が可能なページを作成し、求人情報や採用試験情報などの提供を行っている。

#### ● FD活動（7校）

- ・ 本年度前期から、FD活動の一環としての教員間の授業参観を行う際に、ICT機器の利用を開始した。この方式では、参観者が入退室したり、狭い教室に居続けることによって学生にストレスをかけるといったデメリットが生じない。また参観側教員としても参観対象たる授業の様相を知るにはさしあたりこれで十分である。
- ・ 法科大学院独自のLMSを用いて、授業アンケートを半期毎それぞれ2回ずつ実施し、その結果を教員懇談会（FD会議）で扱い学修指導の検証・改善に繋げている。
- ・ 他大学法科大学院との共同FD活動及び会議。
- ・ 各教員の授業を録画し、オンデマンド配信やDVDの配布等により、他の教員の優れた授業を参考にすることができると共に、自他の教員の授業を顧みて相互に指摘することで、多面的な角度からのFDにつながっている。
- ・ 「教育研究支援システム」において、講義アンケートを実施し、学生による授業評価をおこなっている。
- ・ FDの一環として、授業を録画した動画を本研究科独自のポータルサイトに載せ、各教員が視聴する事を可能としている。

#### ● 継続・リカレント教育（3校）

- ・ リーガルリカレント研究会をはじめとする各種の研究会等に活用している。
- ・ 弁護士会主催の各事業を提供する形でのリカレント教育を実施している。

- ・ 社会人対象の短期講座を他大学とオンラインで結び、配信した。

## 法科大学院における単位認定を伴う遠隔授業について

法科大学院における単位認定を伴う遠隔授業（平成28年度後期に実施予定の場合も含む）については、以下のとおりである。

実施形態：テレビ会議システムを用いて、同一大学内の他キャンパスとの間で授業を実施

### 1. 実施大学と実施時期について

神戸大学（平成28年度（後期）～）、成蹊大学（平成18年度～）、  
桐蔭横浜大学（平成16年度～19年度）、甲南大学（平成28年度（後期）～）

### 2. 実施科目群と配当年次について

<平成16年度～平成28年度（後期含む）開講>

- 法律基本科目 58科目（成蹊29、桐蔭横浜13、甲南16）  
⇒ 1年次：39科目 2年次：31科目 3年次：29科目
- 法律実務基礎科目 11科目（成蹊8、横浜桐蔭1、甲南2）  
⇒ 1年次：2科目 2年次：7科目 3年次：9科目
- 基礎法学・隣接科目 9科目（成蹊4、桐蔭横浜2、甲南3）  
⇒ 1年次：6科目 3年次：6科目 3年次：4科目
- 展開・先端科目 45科目（神戸6、成蹊27、桐蔭横浜5、甲南7）  
⇒ 1年次：7科目 2年次：29科目 3年次：36科目

<平成28年度（後期含む）開講>

- 法律基本科目 35科目（成蹊19、甲南16）  
⇒ 1年次：22科目 2年次：20科目 3年次：19科目
- 法律実務基礎科目 7科目（成蹊5、甲南2）  
⇒ 1年次：1科目 2年次：4科目 3年次：5科目
- 基礎法学・隣接科目 5科目（成蹊2、甲南3）  
⇒ 1年次：4科目 2年次：2科目 3年次：2科目
- 展開・先端科目 23科目（神戸6、成蹊10、甲南7）  
⇒ 1年次：6科目 2年次：12科目 3年次：16科目

### 3. 開講時間帯について

全て夜間開講科目（一部、日中に開講しているものもあるが、土曜日に開講）

### 4. 受講条件について

神戸：担当教員の承諾を要する。

成蹊：仕事の関係で止むを得ざる事情により、授業開始時刻に間に合わないことが明らかな場合に限定。

桐蔭横浜：特になし。

甲南：特になし。

実施形態：他大学との大学間連携の中で、テレビ会議システムを用いて授業を実施

1. 実施大学と実施時期について

- 千葉大学－金沢大学（平成28年度～）、静岡大学－北海学園大学（平成20年度～22年度）  
九州大学－熊本大学－鹿児島大学－琉球大学（平成16年度～（平成21年度～琉球大学が加わる））  
中央大学－島根大学（平成28年度～※）、中央大学－琉球大学－島根大学（平成28年度～※）  
※中央大学の科目等履修生が島根大学・琉球大学において、遠隔授業を受講

2. 実施科目群と配当年次について

<千葉大学－金沢大学>

- 展開・先端科目 1科目【科目：現代法の諸問題】⇒ 2・3年次

<静岡大学－北海学園大学>

- 展開・先端科目 2科目【科目：国際私法、中国法務事情】  
⇒ 2・3年次：2科目 4年次：1科目

<九州大学－熊本大学－鹿児島大学－琉球大学>

※ 個別大学間の連携科目も含める

- 法律基本科目 6科目 ⇒ 1年次：3科目 2年次：2科目 3年次：1科目  
○ 法律実務基礎科目 5科目 ⇒ 1年次：1科目 2年次：3科目 3年次：1科目  
○ 基礎法学・隣接科目 6科目 ⇒ 1年次：3科目 2年次：4科目 3年次：5科目  
○ 展開・先端科目 16科目 ⇒ 1年次：0科目 2年次：12科目 3年次：14科目

<中央大学－島根大学>

- 展開・先端科目 1科目【科目：実務行政訴訟Ⅰ】⇒ 3年次：1科目

※ 回線等の影響により受講できなかった場合に備え、録画授業を準備（出席認定はされない）

<中央大学－琉球大学－島根大学>

- 展開・先端科目 1科目【科目：政策形成と法】⇒ 2・3年次

※ 回線等の影響により受講できなかった場合に備え、録画授業を準備（出席認定はされない）

3. 開講時間帯について

全て日中の開講科目。

4. 受講条件について

特になし。

実施形態：タブレット端末等を用いて、外出先から学生が授業に参加

1. 実施大学と実施時期について

筑波大学（平成27年度～）

2. 実施科目群と配当年次について

- 法律基本科目      27科目 ⇒ 1年次：13科目   2年次：16科目   3年次：18科目
- 法律実務基礎科目   7科目 ⇒ 1年次： 0科目   2年次： 3科目   3年次： 4科目
- 基礎法学・隣接科目   2科目 ⇒ 1年次： 1科目   2年次： 1科目   3年次： 0科目
- 展開・先端科目      5科目 ⇒ 1年次： 0科目   2年次： 4科目   3年次： 1科目

3. 受講条件

授業回数20回の場合は4回まで、授業回数が10回の場合は2回までインターネット授業での参加可

単位認定を伴う遠隔授業の対象科目（一部、抜粋）

①テレビ会議システムを用いて、同一大学内の他キャンパスとの間で授業を実施

| 科目群       | 科目名       | 配当年次  |
|-----------|-----------|-------|
| 法律基本科目    | 財産法Ⅱ      | 1・2・3 |
| 法律基本科目    | 民事訴訟法Ⅰ    | 1・2・3 |
| 法律基本科目    | 刑事訴訟法Ⅰ    | 1・2・3 |
| 法律実務基礎科目  | 法律英語      | 1・2・3 |
| 法律実務基礎科目  | 刑事実務基礎    | 2・3   |
| 法律実務基礎科目  | 刑事実務基礎Ⅱ   | 3     |
| 基礎法学・隣接科目 | EU法       | 1・2・3 |
| 基礎法学・隣接科目 | 法制史       | 1・2・3 |
| 基礎法学・隣接科目 | リーガル・リサーチ | 1・2・3 |
| 展開・先端科目   | 国際法Ⅰ      | 1・2・3 |
| 展開・先端科目   | 環境法       | 2・3   |
| 展開・先端科目   | 工業所有権法Ⅰ   | 2・3   |
| 展開・先端科目   | 独占禁止法     | 2・3   |

②他大学との大学間連携の中で、テレビ会議システムを用いて授業を実施

| 科目群       | 科目名        | 配当年次 |
|-----------|------------|------|
| 法律基本科目    | 刑法A        | 1    |
| 法律基本科目    | 刑事訴訟法      | 1    |
| 法律基本科目    | 刑法問題演習A    | 2    |
| 法律基本科目    | 刑事法総合問題演習2 | 3    |
| 法律実務基礎科目  | 法情報論       | 1    |
| 法律実務基礎科目  | リーガルクリニック  | 2    |
| 法律実務基礎科目  | 契約実務       | 3    |
| 基礎法学・隣接科目 | 司法政策論      | 1    |
| 基礎法学・隣接科目 | 日本法制史      | 2    |
| 基礎法学・隣接科目 | 法社会学       | 3    |
| 展開・先端科目   | 民事執行・保全法   | 2    |
| 展開・先端科目   | 知的財産法      | 2    |
| 展開・先端科目   | 公共政策法務     | 2    |
| 展開・先端科目   | インターネットと法  | 2    |

③タブレット端末等を用いて、外出先から学生が授業に参画

| 科目名       | 科目群        | 配当年次 |
|-----------|------------|------|
| 法律基本科目    | 憲法Ⅰ－A〔人権〕  | 1    |
| 法律基本科目    | 憲法Ⅰ－B〔人権〕  | 1    |
| 法律基本科目    | 行政法Ⅰ       | 2    |
| 法律基本科目    | 行政法Ⅱ       | 2    |
| 法律実務基礎科目  | 法曹倫理Ⅰ      | 2    |
| 法律実務基礎科目  | 民事訴訟実務の基礎Ⅰ | 2    |
| 法律実務基礎科目  | 刑事訴訟実務の基礎Ⅰ | 2    |
| 法律実務基礎科目  | 要件事実論Ⅰ     | 3    |
| 基礎法学・隣接科目 | 法哲学        | 1    |
| 基礎法学・隣接科目 | 刑事政策       | 2    |
| 展開・先端科目   | 企業組織再編法    | 2    |
| 展開・先端科目   | IT法制       | 2    |
| 展開・先端科目   | 英文法律文書作成   | 2    |
| 展開・先端科目   | 倒産法演習      | 3    |

## 法科大学院における単位認定を伴わない遠隔授業の取組みについて

法科大学院における単位認定を伴わない遠隔授業（平成28年度後期に実施予定の場合も含む）については、以下のとおりである。

実施形態：他大学との大学間連携の中で、テレビ会議システムを用いて授業を実施

### 1. 実施大学と実施時期について

- 筑波大学－静岡大学（平成28年度～）、神戸大学－広島大学（平成28年度（後期）～）  
 岡山大学－香川大学・愛媛大学（連合）（平成22年10月～平成23年1月）  
 琉球大学－中央大学（平成28年度～）

### 2. 実施科目群と配当年次について

<筑波大学－静岡大学>

- 法律基本科目 21科目  
 ⇒ 1年次：9科目 2年次：6科目 3年次：6科目
- 法律実務基礎科目 6科目  
 ⇒ 1年次：0科目 2年次：4科目 3年次：2科目
- 基礎法学・隣接科目 2科目  
 ⇒ 1年次：1科目 2年次：1科目
- 展開・先端科目 5科目  
 ⇒ 1年次：0科目 2年次：4科目 3年次：1科目

<神戸大学－広島大学>

- 1科目【科目：ワークショップ企業内法務】

<岡山大学－香川大学・愛媛大学（連合）>

- 展開・先端科目 1科目【科目：倒産処理法3】

<琉球大学－中央大学>

- 展開・先端科目 2科目【科目：米軍基地法、政策形成と法】  
 ⇒ 2年次・3年次：2科目

### 3. 開講時間帯について

<筑波大学－静岡大学>以外の取組みについては、全て日中の開講科目。

<筑波大学－静岡大学>については、一部を除き夜間開講科目。

#### 4. 受講条件について

<筑波大学－静岡大学>：1名以上の受講希望があった場合に実施

<神戸大学－広島大学>：全15回のうち8回を広島大学へ配信。配信先の受講条件は追って広島大学が定める。

<岡山大学－香川大学・愛媛大学（連合）>：特になし

<琉球大学－中央大学>：特になし

実施形態：ipadを用いて、学生が授業に参画

#### 1. 実施大学と実施時期について

中央大学（平成27年度）

#### 2. 実施科目群と配当年次について

○ 展開・先端科目 1科目【科目名：4群特講Ⅱ】 ⇒ 2・3年次

#### 3. 受講条件

特になし。